

空調設備延長保証サービス 規約

設備機器延長保証「空調設備延長保証サービス」(以下、「本サービス」といいます)に加入されたお客様(以下、「加入者」といいます)が事前に登録した本サービスの各種プランにおける対象商品(以下、「本製品」といいます)において故障・トラブルが発生した場合、本製品のメーカー保証に記載された内容および以下の各条項の内容に定めるところに従い、当社にて本サービスを提供します。

第1条 サービスの内容

- 本サービス保証期間中に発生した故障・トラブルに対する修理に関わる一連の作業を当社の費用負担にて行います。(修理に係る部品代、出張費、技術料、取付け・取外し費用を含む)
- 当社の判断により、修理を行わず既存品と同等の代替品に交換する場合があります。この場合、代替品のメーカー及び機種等の指定はできません。

第2条 サービスの対象となる設備

本サービスは、当社が販売した空調設備を対象としたサービスとなります。

第3条 サービス範囲

- 本サービスの対象は、保証期間中に本製品の取扱い説明書や本体貼付ラベル等の注意書きに従って正常に使用したにも関わらず、発生した故障・トラブルで且つ、本製品のメーカー保証規定で保証対象となるものとします。(ただし、第7条に定めるものは除く)
- 本サービスの適用除外となる故障・トラブルの場合、修理費用(部品代金、出張費、技術料、修理見積費用等)は加入者の負担となります。

第4条 サービスの契約成立

本サービスにお申し込み後、所定のサービス料金の決済完了をもってサービス契約成立となります。

なお、本サービスの開始については対象機器の設置された日より開始いたします。

第5条 サービス期間

- 本サービスの保証期間は、住宅物件の引き渡し、または対象機器の設置した年月より加入されたプラン(5年・10年のどれか)の経過した月の翌月末日までを保証期間とします。なお1年以上のメーカー保証がついている場合でも本サービスの保証期間に変更はありません。
- メーカー初期不良等でメーカーより代替品が提供された場合、または第1条2項の定めにより代替品を提供した場合あっても本サービスの保証期間に変更はありません。

第6条 サービスの終了

次の各号に該当する場合には本サービスは終了となります。

- 本サービス保証書に記載の保証期間が満了した場合
- 保証期間満了前に当社に連絡なく、本製品を第三者へ譲渡された場合

第7条 適用除外

次の各号に該当する場合には本サービスの適用除外とします。

- 本サービス保証書の提示が無い場合
- 加入者が当社以外のメーカーや業者等に直接修理依頼をされた場合
- 修理依頼を受けた当社が、故障・トラブルを確認できなかった場合
- 修理依頼が本サービス有効期間経過後になされた場合
- 加入者又は第三者の故意又は過失による故障・トラブルの場合
- メーカー保証外である加工、改造に起因する故障・トラブルの場合
- メーカー取扱説明書に記載される本製品の使用者が行うべき調整
- 本製品設置後の移設、落下等によって生じた故障・トラブルの場合
- 火災、落雷、凍害、その他天災による故障・トラブルの場合
- 異常環境(水質・水圧・電圧等)、水害、公害、塩害や指定外の使用電源、電圧、周波数に起因する故障・トラブルの場合
- 乾電池、フィルター等の消耗品、又はメーカー指定消耗品の交換
- 経年変化、若しくは使用損耗により発生する変質、変色、褐色、へたり、その他類似の故障・トラブルの場合
- 本製品の機能及び使用の際に影響のない故障・トラブルの場合
- メーカー・リコール後の該当部品及びリコール部位にかかる本製品の故障・トラブルの場合
- 動物・植物等の外部要因による故障・トラブルの場合
- 戦争・外国の武力行使、革命、内乱に反する取付施工に起因する故障・トラブルの場合
- 本製品の施工説明書や警告表示に反する取付施工に起因する故障・トラブルの場合
- 代替品を提供する場合に要する足場費用、クレーン車等の特殊な工事費用、及び旧商品のリサイクル費用
- お住いの新築時等に加入者自らが支給した住宅設備等及びその設置工事に起因する故障・トラブルの場合

第8条 間接損害の除外

次の各号に該当する損害については本サービスの適用除外とします。

- 本製品の故障、トラブルに起因して生じた身体障害(損害に起因する死亡を含みます)
- 本製品の故障、トラブルに起因して他の財物(ソフトウェアを含みます)に生じた故障、損傷等の損害
- 本製品の故障、トラブルに起因して本製品または他の財物・機器等が使用できなかったことによって生じた損害

第9条 解約

本サービスは原則として解約はできません。なお、お住いを第三者に譲渡される場合(相続や贈与等による譲渡を含む)においては、第10条の規定に基づき、保証継承手続きをいたします。

第10条 譲渡等による保証の継承

加入者がお住いを第三者に譲渡されるなどの場合(相続や贈与等による譲渡を含む)は、譲渡の日から3ヶ月以内に当社へ文書にてお申し出ください。当社では、お住いを譲り受けられた方に対して確認の上、残存期間の保証継承手続きをいたします。

第11条 その他注意喚起

加入者は本サービスにお申し込みをいただいた時点で本規定に同意いただいたものとします。

第12条 個人情報の取扱いについて

加入者の個人情報は、当社のホームページに記載された「プライバシーポリシー」に則り、お取扱いいたします。